

平成21年度 重点事業

- (1) 議員・会員の存在価値を高める活動
 - ① 経営改善普及事業の促進と会員事業所とのコミュニケーションの改善を図るため、経営指導員を主体とした全職員による会員事業所への巡回を実施する
 - ② 各種事業を通し、役員・議員・振興委員・会員・職員の連携体制を促進する
 - ③ 再編成した部会活動の積極推進 他
- (2) 議員・会員・職員との交流親睦活動
 - ① 議員・会員に対する「情報提供サービス」の強化策として、Eメールマガジン及びさの商工ニュースの充実を図る
 - ② 議員・会員・職員が円滑なコミュニケーションを図れるよう、会員大会、会員ゴルフ大会等の開催を通じ交流活動の充実を推進する
- (3) 議員・会員・市民の憩いの場としての会館運営を図る活動
 - ① 「まちなかサロン」の完成に伴い、施設の有効活用を最大限とするための諸施策の検討・実施
 - ② 「まちなかサロン」との相乗効果を図るべく、当所西側駐車場及び市営万町駐車場を使用し、「まちなか楽市」の開催の他、特色あるイベントの検討・実施
 - ③ 会館貸室の利用促進
- (4) まちづくり事業及び地域産業の振興活動
 - ① 「(仮称)佐野市まちなか活性化推進協議会」への参加
 - ② 佐野ブランドと新観光地の調査・研究
 - ③ まちなか楽市の定例開催
 - ④ 農商工連携の推進 他
 - (5) 議員・会員・市民の声を代弁した提言活動
 - ① 委員会及び部会で意見を集約、国・県・市に対し時宜を得た提言活動の実施
 - (6) 中小企業の経営支援を促進する活動
 - ① 各種融資制度の相談及び利用の積極的支援
 - ② 創業塾及び経営革新塾並びに経営相談会の開催
 - ③ 電子申告・納税システム(e-Tax)の活用推進
 - ④ 地域力連携拠点事業の積極的推進他
 - (7) 財政基盤強化・事業推進体制強化・事務の生産性向上
 - ① 会員増強・共済制度キャンペーンの実施
 - ② 会費口座振替の促進と早期収納の実施
 - (8) その他
 - ① 新佐野市域内の経営改善普及事業連携の推進
 - ② 商店会団体との連携及び佐野新都市周辺の商業団体の組織化への支援
 - ③ 女性部の創設検討

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の節税額	
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額7万円
200万円	102,500円	204,000円	20,500円	128,500円
400万円	372,500円	404,000円	36,000円	238,000円
600万円	772,500円	604,000円	36,000円	252,000円
800万円	1,204,000円	804,000円	39,600円	277,200円
1,000万円	1,764,000円	1,004,000円	51,600円	361,200円

※1. 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。 ※2. 税額は、平成20年1月1日現在(平成18年度税制改正適用)の税率に基づいています。

小規模企業共済

経営者にも退職金を!!

ゆとりある老後を支える安心の共済

小規模企業共済制度とは、個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられ、たり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

① 毎月7万円(五百円単位)までの範囲内で自由に選べます。

② 掛金は、増額・減額ができます。(減額には一定の条件が必要です)

③ 掛金は、加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

④ 掛金は全額所得控除



不況脱出のノウハウを語る三科公考講師

各部会で講習会や視察研修を実施

当所サービス部会(篠崎勝宏部会長)では、二月二十六日に東京都庁やプラント銀座・マロニエゲート等の視察研修を実施。三月十六日には、当所商業部会と合同で「不況脱出のノウハウ これが決め手!」と題し、経営安定セミナーを開催。売れない理由と対処法、不況に強い会社の特徴など、その具体例を紹介しながら、わかりやすく説明した。

【加入資格】
常時使用する従業員数が二十人以下(商業・サービス業は五人以下)の個人事業主

【税法上の特典】
① 掛金は全額所得控除

業主及び会社役員等。【毎月の掛金】
① 1000円(500円単位)までの範囲内で自由に選べます。

② 掛金は、増額・減額ができます。(減額には一定の条件が必要です)

③ 掛金は、加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

④ 掛金は全額所得控除

三月十七日には、繊維部会(栗田重雄部会長)と交通運輸部会(笠原泰部会長)の合同で、スバルビジネスセンターやガトーフェスタハラダ、富岡製糸場の視察研修を実施した。

食品部会(柳澤隼人部会長)では、三月十九日にPASONA O2(パソナオート)等の視察研修を行った。PASONA O2は都会の人たちにもっと農業を身近に感じていただく



繊維部会と交通運輸部会

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。(一年以内の前納掛金も控除できる)

② 共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い制度に関して詳しくは、当所経営支援課(☎二二一五五一)までお気軽にお電話下さい。(金尾)

年度更新の準備は?!

当所への事務委託が便利

労働保険とは労災保険と雇用保険とを総称した言葉。政府が管理・運営している強制的な保険です。労働者を一人でも雇っている事業者は加入し、その事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

当所では、事業主の委託を受けて、労働保険事務組合の組織のもとで事務を代行しています。

【委託できる事業主】
常時使用者労働者が、金融・保険・不動産・小売業は五〇人以下、サービス・

卸売業は一〇〇人以下、その他の事業は三〇〇人以下の事業主。

【委託できる事務】
① 概算・確定保険料などの申告及び納付に関する事務。
② 保険関係成立届・雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務。
③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務。
④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務。
⑤ その他労働保険に関する申請・届出・報告に関する事務。

※印紙保険料に関する事務
労災・雇用保険の給付に関する請求事務等は、事務組合が行うことのできる事務範囲から除かれています。

【事務委託の特典】
① 事務手続きが軽減され事業に専念できる。
② 保険料の額にかかわらず三回に分割納付できる。
③ 事業主・家族従事者等も、労災保険に特別加入することができ、
委託手続き・詳細については当所(☎二二一五五一)まで。(村上)

① 掛金が安い
営利を目的としないので掛金が安く、経費節減に役立ちます。

② 支払いが早い
万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。

③ 剰余金は契約者に還元
協同組合組織ですから、剰余金は利用分量配当などで契約者に還元されます。

④ 質権設定ができる
融資物件の火災共済加入もできます。
お見積りだけでも構いません。詳しくは、当所経営支援課(☎二二一五五一)までお問合せ下さい。(青木)



PASONA O2を見学する食品部会

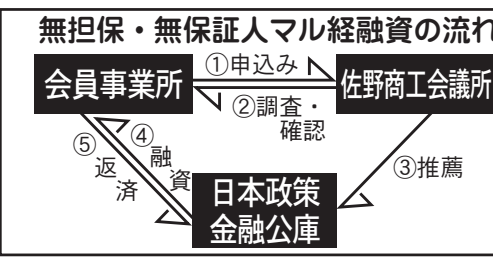
中小企業のための火災共済

掛金が安く 支払いが早い

栃木県火災共済協同組合は、県内の商工会議所などが中小企業者のためにつくった助け合いの会です。しかも、一県にひとつしか認可されない極めて公共性の強い組織であり、大火等の災害に際しては、県の支払い保証や金融機関の融資保証がなされており安心です。



資保証がなされており安心です。



き、新しい農業を知っていただくための施設。(阿部)

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)は、小企業の方々が利用できる。最近二期分の決算書・確定申告書を持参の上、ご相談下さい。

《利用できる方》
最近一年以上地区内で営業し、六ヶ月以上当所の経営指導を受けている。常時使用する従業員が、商業・サービス業は五人以下。製造・建設業は二十人以下。

● 期限の到来している税金(所得税・法人税・事業税等)を完納している。
● 許認可・登録届出を要する事業は現に許認可登録等を受けている。

● 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種である。
● 連続欠損及び借入過多の場合、ご利用頂けない場合があります。

《融資限度》
運転・設備資金ともに一〇〇万円まで

《返済期間》
運転は五年以内
設備は七年以内
《利率》
年二・〇%

(平成二十一年四月一日現在)
お問合せは、当所経営支援課(☎二二一五五一)まで。(千金)

無担保 無保証人 マル経資金のご案内

運転・設備資金として利用できます

無担保 無保証人 マル経資金

マル経資金